

独立行政法人都市再生機構会計規程 (抜粋)

第10章 契約

(契約の方法)

第51条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付す。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、指名競争に付す。

一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、前項の競争に付する必要がないとき

二 前項の競争に付することが不利と認められるとき

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、随意契約による。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき

二 災害の応急復旧工事を行う場合その他緊急を要する場合において競争に付する暇がないとき

三 競争に付することが不利と認められるとき

四 競争に付する場合よりも明らかに有利と認められるとき（前号を除く。）

4 前3項に規定する場合のほか、機構の事業運営上特に必要がある場合には、指名競争又は随意契約によることができる。

5 前2項の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上から見積書をとらなければならない。

(予定価格)

第52条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格書の作成を要しないと認められるものについては、予定価格書の作成を省略することができる。

(保証金)

第53条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(競争契約の締結)

第54条 競争による契約は、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最高の価格又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち別に定めるものについて、相手

方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

2 機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みした者を契約の相手方とすることができる。

3 機構は、別に定めるところにより事業運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、申込みをした者のうち予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者（第1項ただし書の場合にあっては、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者、前項の場合にあっては、価格及びその他の条件が機構にとってもっとも有利なもの（前項に引用する第1項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者）とその価格について協議を行い、合意を得て、その者を契約の相手方とすることができる。この場合において契約の価格は、合意を得た価格とする。

（契約書）

第55条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な要件を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

（監督）

第56条 契約が締結されたときは、検査役は契約の適正な履行を確保するため、その履行の状況につき必要な監督をしなければならない。ただし、契約の性質又は内容が、特に監督を要しないと認められるものについては、この限りでない。

（検査）

第57条 契約の相手方が履行を完了したとき、又は履行中において特に必要があるときは、検査役はその履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が、特に検査を要しないものと認められるときは、この限りでない。

（工事の検査等を委託した場合の検査等）

第58条 独立行政法人都市再生機構業務方法書（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第1号）第76条第1項の規定により工事の検査又は監督を委託した場においては、第49条及び前条の規定による検査役の検査又は第56条の規定による検査役の監督は、検査又は監督の受託者の当該工事に係る検査又

は監督の結果を検査役が確認することをもってこれに代えることができる。

(賃貸及び譲渡契約)

第59条 整備敷地等、住宅及び施設の賃貸、譲渡及び引渡し等の契約については、本章の規定にかかわらず、機構法、省令及び独立行政法人都市再生機構業務方法書その他理事長の定めるところによる。

(資金前渡出納員への準用)

第60条 第51条から第53条まで及び第55条から第57条までの規定は、資金前渡出納員について準用する。